

# 会報 婦人問題懇談会

発行者 美子寿  
田中行所  
東京都北多摩郡保谷町  
上保谷 1793(菅谷方)  
婦人問題懇談会  
電話(0421)6-7660  
価値 30円

ようやく会報を発刊するところまでこぎ、運動、農村婦人、社会保障の五つの分科会つけました。会員のみなさま、ご苦労さまはそれぞれのテーマを追つてこつこつと研究をつづけてきました。こんなにささやかなものでも、全くの自力で、みんなが力をあわせて生み出したと思えばよろこびにええません。

婦人問題の総合研究機関を作ろうといつた、大きな望みを抱いて、数人のものが、神田YWCAの集会室に集まつて相談を始めたのは二年前の一九六一年九月末、財力も、事業能力ももちあわせず、意欲だけは旺盛でした。とにかく、小さな出発でも、社会の進歩に役立つ仕事をすること、という基本線をもつて、巾広く研究者を集める努力をしてきました。それから一年、多少のアンバランスはあっても、婦人の地位の向上をはかること、といふ基本線をもつて、巾広く研究者を集めることです。

それでも、婦人労働、家庭婦人、女性史、婦人研究グループは、いつの間にか私たちにとつても婦人労働、家庭婦人、女性史、婦人研究グループは、いつの間にか私たちにとつても

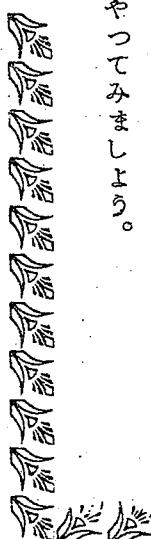
## 発刊のことば

田中 寿美子

合研究機関にまで、発展できるかわかりませんが、ただ一つの強味は、それぞれの分科会に、各分野の中堅、若手の研究者が過半数をしめていることです。それらの会員が戦前派の婦人解放論者と違う点は、公式主義ではなくて、論理的、実証的であることです。したがつて、過去の婦人解放論のように結論がわかつているのではなくて、しばしば、各分科会の研究は暗中模索しています。けれど討論の間で思いがけない啓蒙を与えられるので、この小さな

つて大切なものになりつつあります。そこで、各分科会での研究の成果を互いに知らせあいたいという要望が高まつてしましました。他の分科会の人たちと顔をあわせることが少なく、お互に知りあう必要もあるのです。そこで会報の発行ということになつたものです。この会報を通して、全会員の交流をはかり、各分科会が問題にしていることを知るとともに、会員相互の発言の場にしたいと思います。

各分科会にはしばしばオブザーバーの出席があります。それから、男子で懇談会に入りましたいという人も出てきました。地方にも、この会の仕事に興味をもつ友がいます。私たちはこれらの人々とも、この会報によつて友情を結び、また、意見交換の場を提供したいと考えます。そして、やがてこのささやか会報が、会員の研究をどんどん発表できるようになります。そして、やがてこのささやか会報が、会員の研究をどんどん発表できるようになります。立派な機関紙に発展する日が来たら……。そのときこそ、私たちが最初にかかげた目標である、婦人問題の総合研究所ができる時でしょう。そういう日を田中として、みなさま、やつてみましょう。



# 平等賃金のためのたたかい

山川菊栄

を賃あげただけだと  
のでした。

進されて今日に及んでいます。

男女同一労働、同一賃金が国際的な課題としてとりあげられたのは第一次大戦直後の一九一九年、ILC第一回総会からのこと。一九五一年第二次大戦後、ILC参加諸国の中に、国際条約として認められるまでに三十二年の歳月を要しました。しかしこの問題が労働運動の上に姿を現わしたのはそれより一五〇年以上も昔、産業革命の時から、すなわち婦人が賃労働に従事した瞬間からだつたのです。世界に先んじて産業革命がうぶ声をあげたイギリスは、労働階級がその生活を守り、生命をつなぐためにつづけてきた歴史をもつています。

一七八八年、レイセスターの「姉妹会」という非公式の婦人組合が紡織機械の使用に反対して男たちに暴動を起させたものの、機械の追放はできない相談で、結局婦人たちは機械工場で働く代り、戦いのホコさき

発揮して雇主に賃上げを要求したのにあわてふためき、ついでこの勇敢な婦人たちが単にいくつもの集会を開いたばかりでなく、基金の募集を始めたので、牧師の治安判事は、こういう行動はすべて違法だとう警告を発しました。

まだ手工業が優勢だつた十八世紀末から十九世紀初めのイギリスでは、独立の親方職人が、年期をいたれた職人を使い、それらの職人は長年の苦労と熟練工としての腕をほこり、熟練工だけの貴族的なクラフト。ニニオン（職別または作業別組合、せまい範囲の特殊技能を基礎にした組合）の中にたどり、不熟練、低賃金の婦人、年少者を排除していました。十九世紀から二十世紀にかけて、この組織形態の不利益な点が反省され、同種の競争的な群小職別組合の合同と、階級的な産業別組合への改組が促

バロの牧師兼治安

里斯に行くほどで、イギリスの職人の手で

刑事は、レーテスあみ

成つたものしか身につけないとまでいわれ

仕立代もめつぼう高いのですが、それは何十年の昔からの伝統でした。そういう高

度の技術をもち高賃金を、えている職人の組合は婦人の入会資格を認めなかつたので

すが親方仕立師組合は、一八一一年、「自

分たちが女房子供にちょっとした仕事を教えて、小づかいをかせがせようとするのを職人組合が承知しない」と不平をいい、これに対して男子服仕立雇い職人組合の方ではこう答えました。「婦人たちは身分ぢがいの場所に追いやられ、無情にも母としてのつとめからひきされ、労働の貨幣価値を破壊すべく、男子との不正競争にかりたてられたのではないか。タイムズ紙は、首都の仕立職人が、これらあわれな女たちをボイコットしたこと、その女たちの苦労と貧乏とには委員会は深く同情すること、女たちの雇用条件はあまりにも無条だと書いているが、われわれが女工たちをボイコッ

トしたというのはウソだ。すれつからしの  
おへつか上手の奴隸は、われわれの母親  
や女房の無知、無自覚につけこんで、女た  
ちをわれわれに反対させ、われわれの敵で  
ある彼のご主人——貴族ども——の味方にする  
だらう。恩知らずにも彼ら貴族どもば、彼  
らがリューとした身なりで威儀を保てるの  
のは、ひとえにわれわれ男子服仕立人のお  
かげだということを忘れてはいるのだ」。

この当時はまだミシンもなく、仕立物は  
一から十まで、指さきの熟練にたよるほか  
なかつたので、その技術に対する自信が彼  
らをこんなにも思い上らせたのですが、婦  
人や子供を無組織のままにほつておいた結  
果、その極度の低賃金と酷使が男子の上に  
はね返り、労働階級全体の生活をおびやか  
すことになつたのです。

こういう手工業的な仕事とちがつて、大  
企業の発達と共に成長した工場労働者の斗  
争的な組合は、それほど排他的な方針は取  
ませんでした。紡績の本場ランカシャーでは、  
工の諸組合が十八世紀から婦人の加入を認  
めていました。一八一八年の紡績工のスト  
ライキの時には男女同額の争議手当を組合  
婦人の仕事は、質量共に男子のそれにおと

から支給されましたが、婦人は組合の条件を  
守なかつたというので後に除名されてしま  
いました。少くともある一人の雇主は、一席上、この組合の一代表は、「私たちの組合  
八三八年、労働者団結法委員会の証人に呼  
ばれた時、婦人にストライキ破りをさせた。  
ことを得意になつて弁じました。婦人達は  
男子から裏切り者、ストライキ破りとの  
いきました。一八二九年合衆王国組合總  
同盟の創立に当たり紡績工組合は「本同盟に  
は男子の紡績工と少年のみを参加させ、婦  
人及び少女は別の組合を結成することを進  
めました。イギリスでは、紡織の作業が日  
本のように婦人の独占ではなく、昔からの習  
慣でも今でも中年すぎた大の男まで婦人と  
共に、機械の前に立つて働いている姿は、  
日本人の目には異様に写りますがそれ故に  
こそ、同一労働、同一賃金の要求が、男子

るといつて承知せず、運動は失敗に終りました。一八三八年、労働者団結法委員会の  
目標は、婦人の雇用に反対するのではなく  
できれば水準以下の低賃金から「婦人を保  
護しよう」というのだ、と説きました。

一方、綿織工組合の方は、最初から婦人  
を同じ組合に入れていました。しかし手バ  
タの男子織工が、頑として手バタに固執し  
て、飢えにかられた女房子供が織物工場に  
なだれこみ、機械に對しては、婦人の方が  
先任権とまではいかなくとも、少くとも平  
等の立場にたち男女は平等の賃金率で支払  
いをうけ、どちらも相手を組合から追いだ  
す理由を認めませんでした。が、動力の織  
工の賃金たるや、全く食うや食わずという  
ひどいもので、これは夫が手バタにしがみ  
ついてバン代にも事を欠くため、よぎなく  
最初に工場になだれこんだ婦人の、低賃金  
が基準となつたものか、または機械生産と  
のむごい競争にまけて、どん底におちこん  
だ手バタ工なみの賃金におしゃられた結果  
でしよう。一八一七年、ストックポートでは  
は、機械織工の平均賃金は、一週八二時間

の労働に対し八シリンドでした。男女平等戦いも、不平等賃金率と共に労働者階級斗争とはいえ、低い方へ平均された賃金率との目標とならざるをえませんでした。

## ビジネス・マダム合評

### 多すぎる生活技術論

—系統的ほりさげがほしかつた—

「ビジネス・マダム」の発刊は、懇話会にと読売出版のシリーズものとして出版されたとつてはじめての仕事であり、その意味でこの本は、当然つよい制約をうけているし、も、私たち会員にとって期待をいだかせる。そのなかで家庭婦人部会が研究発表の意図を十分であつた。さて、実際に読んでみて、生かそようと努力されたことは認められる。家どうであつたか。この合評は、家庭婦人分科会の御配慮もあつて、「ビジネス・マダムのみ」の編集にタッチしなかつたメンバーのみがあつまり、率直な読後感を語りあつたものである。

えるだろう。

のべると次のようなる。

①「労働」について統一された認識がないこと。労働についての一般的な認識とその歴史性について、しつかりした考え方をふまえていなくては、婦人労働についての問題も解決されないはずだ。日本においても戦後の六三制教育と職業婦人進出の関係とは、もつとも深くほり下げられなくてはならぬ問題であるう。この本の読者は、労働することの積極的意義を求めていたにちがいない。大切な問題がなおざりにされた結果、家庭婦人の労働と働く婦人の労働が対立的にしかとらえられていないのを初め、「有闇的ビジネス・マダム」等不用意なことばもみうけられる。

②したがつて、働く婦人についての分析もつつこみのたりないものとなつた。なるほど具体的ケースはいくつもとりあげられているし、一型と名づけられてはいるが、それは執筆者をとりまく層でしかないように思われる。この層が日本の働く婦人の中で、どういうところに位置するかも明かにされていない。所得階層別、家族構成別、あるいは学歴別など具体的な分析がほしかった。

合評会はこの本の性格と、特長を十分ふま結論からのべることにしよう、合評会参考ながらも、一年半の研究発表とじうち出加者にとって、「ビジネス・マダム」の内容にしては、安易な叙述構成におわつていてことには、かなり不満なものであつた。

ことに不満だつたのである。それを大まかに

系統的なケーススタディをさらにすすめることによつて、現代社会の新しい夫妻のあり方を追求できるであらう。今後の研究にまつところである。

(3)具体的分析がなされないことの、もう一つのあらわれは、本書の大部分が家庭内の問題、それも夫婦間の問題にさかれていて、家庭内でも重要な育児の面にも余りふれられていないという結果になつた。家庭内の問題は家庭内だけで處理できないところに深刻さがあるのであつて、社会的な面からの分析なしで解決法は出てこないだるう。週刊誌などがふんだんにあたえてくれる「良識」「処理法」に、はじめな科学的解決法を対置させていくことこそ、懇話会の態度ではあるまいか。その意味で第三章はもつとよく考えてほしかつた。

(4)第四章、第五章では、このようなまさに社会的問題を提起していながら、かんじんなところで、ふたたび生活技術論にまいもどつてしまつてゐる。

統計表が示す貧しい日本の家計と、きびしい共がせぎの実態から、夫婦の収入バランスによる調整を論じてみても、問題は決して解決されないのである。

ともかせぎの婦人にとって、最も重要なことは、労働婦人の保護立法であり、政策であり、それを推進させていく働く婦人の側からの力である。育児の問題ひとつとりあげてみても、育児施設の充実化は働く母の親的地位をうんと高めるでしよう。具体的な解決のケースをここでこそとりあげてほしかつたのである。

家計補助的なものでしかない婦人の収入共かせぎ家庭の経済などの面からも、もつとつこんだ研究があつてしかるべきではないだろうか。調査資料を利用したといわれるが、利用のしかたに一考がほしかつた

今日、組織された働く婦人たちは、婦人労働の定着化につれて、「生休とお茶くみだけが婦人部の仕事」といわれた時代をのりこえて、同一労働同一賃金、最低賃金制確立へとすすみ、「地域に保育所を」と自治体に要求できるまで前進してきているのである。

(5)もうひとつ懇をいうならば、日本だけでなく、欧米諸国あるいは社会主義諸国で婦人労働にも筆を及ぼしてほしかつた。外国では夫婦間の問題よりも育児の問題が重視され、新しい深刻な問題だけに研究も進

んでいる、外国の経験を知ることは、私たちにとつても大きな意味をもつであらう。家庭婦人分科会では、十分な討議とほりあげができなかつたと残念がつていられる。この問題は結局懇話会の運営自体にかかわるのでないだろうか。もつとも活動的な家庭婦人部会がこのような課題をかかえていられるとしたら、他の部会はもつと大きな困難にぶつかつてているということになる。

研究団体のあり方は、メンバーの主体性と運営方法に大きく左右される。よりよい成果をあげるため懇話会全体について、もつとよく考へてみたいと思う。

#### 合評会出席者

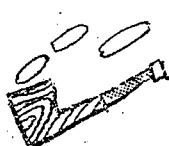
山川菊栄

山崎朋子

須田幸子

小林満理子

(執筆者)



# 本は出たけれど

子 島 操 貴

「ビジネス・マダム」出版計画が具体化するかしないかに、編者の田中寿美子氏は海外旅行にでかけられた。そのお留守中、出版との読売新聞社と、執筆者各位との連絡係を買つて出た私は……

しかし、婦人問題懇話会は研究団体である。その目的とするところは、婦人を取り囲むさまざまな現象を鋭く分析し、緻密な学問的体系にまで組みあげることにあるのだろう。学術的研究と、大衆的ヨミモノ。この二律背反に、会員諸姉も私も、最初から最後まで悩まされ続けた。

読売では、「非常にカタイ本ができるのではないか」という危惧を、強くもつていたようである。「やわらかく、面白く、そして実用性も加えて」、編集部長は、私の顔さえみればこういった。だが、いつたい、どう書けば『面白く』なるのだろうか。

学術的な面白さは、そのままジャーナリスティックな面白さにはなりえない。私が読売の意向を体して、「ビジネス・マダム」のコンテともなるべき、サブタイトル一覧表を作製したとき、この二つの『面白さ』の対立は我然表面化した。はつきりいつてしまえば、サブタイトルは、いわゆる俗受けを狙つた興味本位のものだつた。

「こんなもの、おかしくつて書けますか？」私のひがみ根性かも知れぬが、会員諸姉のこういいたげな視線を痛いほど感じた。あ

新聞社図書編集部が、『大衆性』という線を、まりひどい箇所は訂正していたが、曲り強くうちだしてきたのも、ある意味では当然だつた。

しかし、婦人問題懇話会は研究団体である。その目的とするところは、婦人を取り囲むさまざまな現象を鋭く分析し、緻密な学問的体

の結果を、ガリ版にして、執筆者各位に配つたことから起つた。みんなのネタもとが同じなのだから、似たりよつたりの原稿になつてしまつたのである。

そこで、一部の方々にリライトをお願いした。が、そのリライト原稿が、またまた集まらない。読売の七階の図書編集部から一階の受付まで、もしや原稿が着いていなければ、しかもつ面だし、整理部はワイワイい

した。が、そのリライト原稿が、またまた集まらない。読売の七階の図書編集部から一階の受付まで、もしや原稿が着いていなければ、しかもつ面だし、整理部はワイワイいつてくる。たまりかねた私は、未到着原稿をあきらめ、自分勝手に書き飛ばしてしまつた。まことにもつて、乱暴きわまる話だが、ほんとうに仕方がなかつたのだ。こうしてやつと発売に漕ぎつけた『ビジネス・マダム』が会員諸姉のご期待にそう出

来るはなかつたのは、ひとえに私の責任である。ザシキの念に堪えない。

ところが、話が具体化されるにつれて、いろいろな問題もまた、その姿をあらわにしてきたのである。

まず問題になつたのは、読者対象だ。発行部数が万単位になると、限られた一部の研究者や専門家だけを対象にするわけにはいかない。電車のなかで、あるいは寝ころびながら気軽に、手軽に読める本、だれでも面白く読める本――、そういうものでなくては、とても万単位の部数はさばけないのである。だから、読売

## 分科会活動状況

### 家庭婦人分科会

従来取りあげてきた共かせぎ問題についての調査研究が「ビジネス・マダム」の刊行をもつて一応の段階に達したと考へ、こゝに提示された問題をもつと突っ込んで考え、また問題全体をより広い視野から考えてゆく必要性を感じている。

そこで七月十三日の分科会では労働省の上村直子氏から、婦人労働の衛生管理につき、現状と将来の研究への手がかりを話して頂いた。婦人の疲労度については私たちが本で取り上げた以上の研究はされていない。一般に労働婦人の衛生管理もキイ・パンチャード事件のような問題がおきてから、後を追いまわす現状。

3乳児、4幼児 5少年(十八才まで)  
6要保護児童、7青年婦人、8主婦、9母子  
世帯 10老人 11身心障害者です。これらの時期における問題、各制度からの給付とその現状等をしらべていくと、う計画で、現在青年、婦人一同、つまり学校を卒業後職場へ出た場合、病気、失業、母性保護等について、しらべて話しあうわけです。はじめてから一年以上で遅々としています。もう半年ぐらいいの後には一応各時期の問題を整理してみられると思います。(島田とみ子)

となつてゐるが、この法案によると配転困難な局における労働者を退職させることができるようになる。  
(重藤都)

女性史・婦人運動分科会

四月以降の活動概略は次の通りである。

第一回 五月十八日 久布白落夷氏より矢島梅子の人物と矯風会の歴史、女子学院の教育についてお話を聞く(録音して保存) 第二回 六月二十二日 「明治期女子教育論の問題点」について村上ますみ氏が発表。

内容 氏は儒教的良妻賢母主義がどのようなにして女子教育へ導入されたか、また、それがどう学校教育へ定着し、制度化されたのかを追求する目的を持ち、当日はナショナリズムに女子教育を隸属させた指導者の女子教育論について述べられた。

第三回 七月十三日 明治期女性史、婦人運動研究に必要な参考書、資料としてどういうものがあるかを検討した(菅谷直子)

### 社会保障分科会

#### 一、朝日月一回、午後五時半~八時

合理化の中の婦人労働問題を各産業別にとりあげていくこととし、第一回は電話事業の合理化における「首切り法案」を中心的に討論した。電話事業においては組合と当局側が協約を結び、合理化による首切りはしない建前発足以来「女の一生と社会保障」—妊娠から墓場までの日本の現実というテーマで起伏の多い女の一生と社会保障の現状とのからみ

### 農村婦人分科会

#### 一、会場 全通会館

メンバー全員参集のもとにテーマを設定するという慎重な態度をとつてゐるため、会合も開けない状態であるが、目下再建準備中。

編集後記

一年近く生みの悩みを続けておりましたが、さながら誕生を見ることができましてご同慶に存じます。

本号のプランは七月六日の編集委員会に参加した赤松良子、秋津真知、重藤郁、山崎朋子、菅谷直子の五名によつて立てました。

各分科会に均等にスペースを割当ててはとくに意見もしましたが、山川先生に最初の論文を頂き、中心に本会最初の出版として「ビジネス・マダム」を据えることになりました。二号から分科会の特集にしてはどうか、ということになつています。  
会員みんなのものとして、内容を充実させ、発展をはかるために積極的なご批判、ご意見を賜りたいと存じます。  
なお、合評会には重藤さんには大変お世話になりました。厚く御礼申し上げます。

編集委員氏名（幹事を除く）  
 田畠和子、樋口恵子、山崎朋子  
 テーマ 明治の文化について

とき 八月二十四日（土）午後二時より  
 ところ 衆議院第一議員会館第三会議室  
 テーマ 明治の文化について

発表者 須田幸子氏



題字：山川菊栄氏書